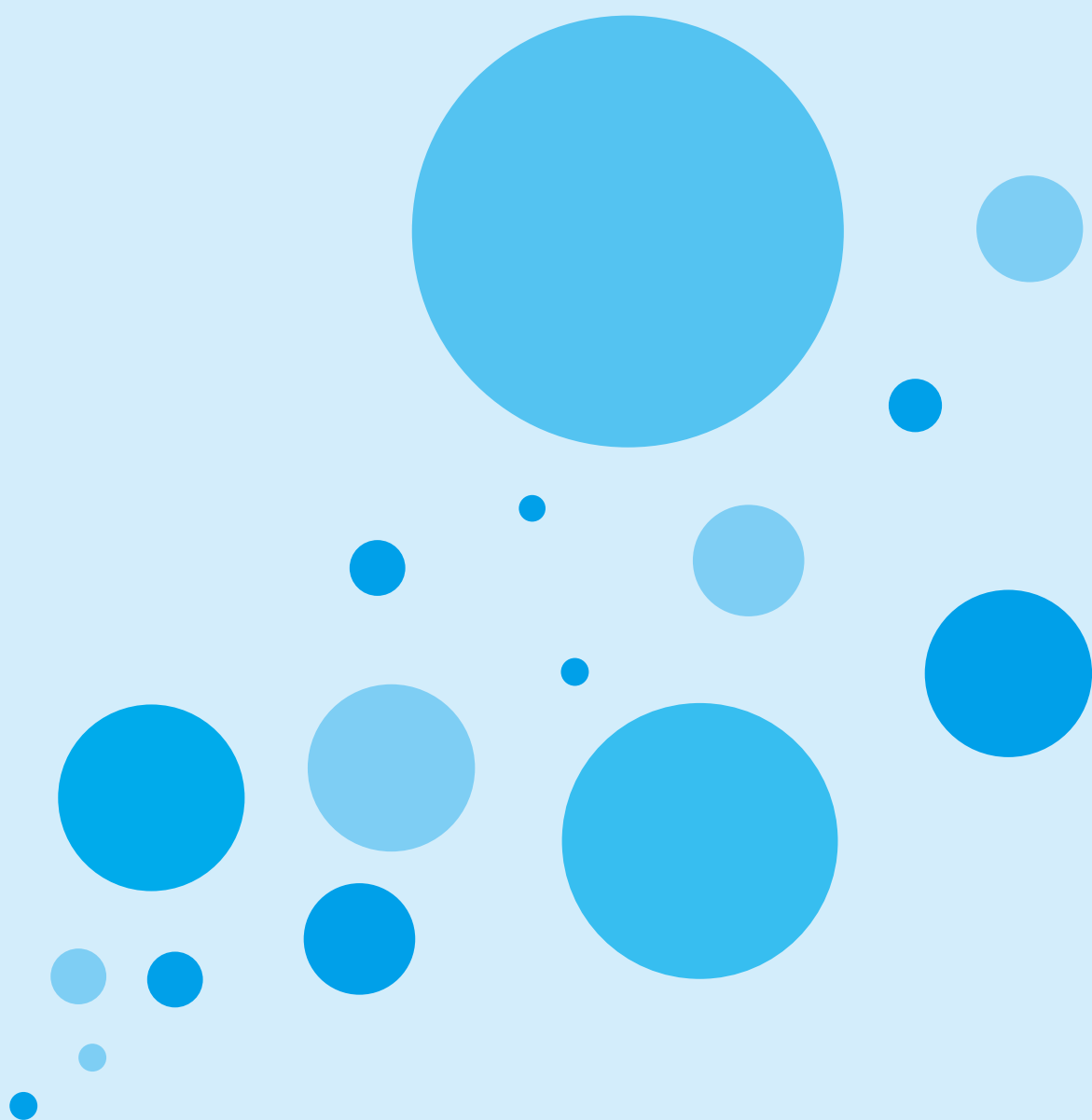


自己資本の充実の状況等に係る 説明資料



自己資本の充実の状況等に係る説明資料

平成29年3月末自己資本比率等の概要

49

バーゼルⅢ第3の柱に基づく開示事項

50

自己資本の充実の状況等

I. 自己資本の構成に関する開示事項	50
II. 定性的な開示事項	
1. 連結の範囲に関する事項	56
2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	57
3. 信用リスクに関する事項	60
4. 信用リスク削減手法に関する事項	68
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	69
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	69
7. マーケット・リスクに関する事項	72
8. オペレーショナル・リスクに関する事項	73
9. 銀行勘定における株式等エクスポージャーに関する事項	74
10. 銀行勘定における金利リスクに関する事項	75
11. 貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明	76
III. 定量的な開示事項(連結)	
1. 連結の範囲に関する事項	84
2. 自己資本の充実度に関する事項	84
3. 信用リスクに関する事項	85
4. 信用リスク削減手法に関する事項	95
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	95
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	96
7. 銀行勘定における株式等エクスポージャーに関する事項	99
8. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	99
9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項	100
IV. 定量的な開示事項(単体)	
1. 自己資本の充実度に関する事項	101
2. 信用リスクに関する事項	102
3. 信用リスク削減手法に関する事項	112
4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	112
5. 証券化エクスポージャーに関する事項	113
6. 銀行勘定における株式等エクスポージャーに関する事項	116
7. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	116
8. 銀行勘定における金利リスクに関する事項	117
V. 連結レバレッジ比率に関する開示事項	118
VI. 報酬等に関する開示事項	
1. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項	119
2. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項	120
3. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項	120
4. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項	120
5. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項	121

流動性に係る経営の健全性の状況

I. 流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項	122
II. 流動性リスク管理に係る開示事項	124
III. 流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項(連結)	125
IV. 流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項(単体)	126

本ページ以降は、銀行法第21条に基づく開示事項のうち、自己資本の充実の状況に係る事項(平成26年金融庁告示第7号)、流動性に係る経営の健全性の状況に係る事項(平成27年金融庁告示第7号)及び報酬等に関する事項(平成24年金融庁告示第21号)について記載しています。なお、本ページ以降における「自己資本比率告示」とは、平成18年金融庁告示第19号を指し、「流動性カバレッジ比率告示」とは、平成26年金融庁告示第60号を指しています。諸計数は原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しています。